

## 建築基準法第42条第1項5号の規定による道路位置指定に関する取扱要領

### (趣旨)

第1 この要領は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第1項第5号に規定する道路の位置の指定の取扱いに関して、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「政令」という。）、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号。以下「省令」という。）及び松本市建築基準法施行細則（昭和56年松本市規則第26号。以下「施行細則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (申請書の提出)

第2 法第42条第1項第5号に規定する道路の位置の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、原則として、指定を受けようとする道路の築造工事に着手する前に、施行細則第8条に規定する申請書に省令第9条及び別表1に定める添付図書等を添えて、正副2部を市長に提出しなければならない。

2 省令第9条に規定する指定を受けようとする道路の敷地となる土地の所有者及びその土地又はその土地にある建築物若しくは工作物に関して権利を有する者（以下「関係権利者」という。）の承諾書は、道路の位置指定承諾書（様式第1号）によるものとする。

3 省令第9条に規定する当該道を令第144条の4第1項及び第2項に規定する基準に適合するように管理する者の承諾書は、位置指定道路の管理者承諾書（様式第2号）によるものとする。

### (指定道路の審査)

第3 市長は、第2第1項の申請書を受理したときは、指定を受けようとする道路が政令第144条の4及び第13に定める基準（以下「道路に関する基準」という。）に適合するかどうかを審査し、必要があるときは、他法令の規制等に関して関係機関等に意見を求める。

2 前項に規定するもののほか、市長は、指定を受けようとする道路が接する道路（以下「既存の道路」という。）の管理者が国又は県の場合にあっては、当該管理者に対して前項の道路が既存の道路に接することの支障の有無、既存の道路の種別及び幅員等について意見を求める。ただし、前項の道路の築造に関して、申請者等が既存の道路の管理者より自営工事の許可又は道路占用許可を受け、その許可書の写しを添付しているときは、この限りでない。

### (築造の承認)

第4 市長は、指定を受けようとする道路が道路に関する基準に適合することを確認したときは、位置指定道路の築造承認通知書（様式第3号）を申請者に交付する。

2 申請者は、前項の通知書が交付された後でなければ前項の道路の築造工事に着手することができない。

### (築造承認後の変更)

第5 申請者は、第4の通知書が交付された後において工事内容を変更しようとするときは、速やかに、変更に係る添付図書等を市長に提出し、変更内容が道路に関する基準に適合することの確認を受けなければならない。

2 前項の場合において、市長は、必要があるときは、他法令の規制等に関して関係機関等に意見を求める。

(工事完了届)

第6 申請者は、指定を受けようとする道路の築造工事が完了したときは、申請時に道路の敷地となる土地が分筆されている場合を除き、その土地を分筆し、工事完了届(様式第4号)に別表2に定める添付図書等を添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項の土地の分筆範囲は、道路を構成する側溝、縁石及び擁壁、法面(宅地を造成するための擁壁及びの法面を除く。)を含むものとする。

(完了検査)

第7 市長は、工事完了届を受理したときは、申請者の立会いの下に遅滞なく完了検査を行う。

(位置指定書の交付)

第8 市長は、道路の敷地となる土地の分筆が完了し、築造された道路が道路に関する基準に適合していることを確認したときは、申請者に建築基準法による道路の位置指定書(様式第5号)を交付する。

(公告手続)

第9 市長は、法第42条第1項第5号の規定による指定をしたときは、速やかに、省令第10条第1項の規定により公告をする。

(指定道路図等の作成)

第10 市長は、法第42条第1項第5号の規定により指定した道路(以下「位置指定道路」という。)について、指定道路図及び指定道路調書を作成する。

(位置指定道路の変更)

第11 位置指定道路について次に掲げる事項の変更をしようとする者は、施行細則第10条に規定する変更(廃止)届に省令第9条に規定する図面、位置指定道路の変更承諾書(様式第6号)、位置指定道路の変更に係る管理者承諾書(様式第7号)及び別表1に定める添付図書等を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 転回広場の形状
- (2) 道路の幅員
- (3) 道路の延長の短縮
- (4) 道路の縦断勾配
- (5) その他市長が必要と認める事項

2 変更後の位置指定道路の審査は、第3の規定を準用する。

3 第1項第3号の変更の場合においては、第12の規定を準用する。

4 位置指定道路を延長しようとする場合は、当該延長部分は新たな位置指定道路とみなす。

5 位置指定道路の変更の公告手続きは、第9を準用する。

- 6 市長は、位置指定道路を変更したときは、遅滞なく指定道路図及び指定道路調書を変更する。
- 7 位置指定道路の管理者を変更しようとする者は、申請者及び関係権利者に説明の上、位置指定道路の管理者変更承諾書（様式第8号）に別表3に定める添付図書等を添えて、市長に提出しなければならない。

（位置指定道路の廃止）

- 第12 位置指定道路を廃止しようとする者は、施行細則第10条に規定する変更（廃止）届に、位置指定道路の廃止承諾書（様式第9号）及び別表4に定める添付図書等を添えて、市長に提出しなければならない。
- 2 位置指定道路の廃止は、廃止する位置指定道路に接する敷地が法第43条第1項及び長野県建築基準条例（昭和46年長野県条例第40号）第4章の規定に適合する場合に限りすることができる。
  - 3 位置指定道路の廃止の公告手続きは、第9を準用する。
  - 4 市長は、位置指定道路の廃止したときは、遅滞なく指定道路図及び廃止した道路の指定道路調書にその旨を記載する。

（指定基準）

- 第13 位置指定道路の基準は、政令第144条の4第1項各号に掲げるもののほか、別に定める技術基準による。

附 則

この要領は、令和3年4月1日より施行する。

別表1

建築基準法による道路の位置指定申請書(私道の変更届)に添付すべき図書

書類(図面)の種類		記載内容等
委任状		申請を代理する場合に添付 様式は任意
承諾書(省令第9条) ※添付する承諾書の種類は 別紙参照		道路の敷地となる土地(以下「道路予定地」という。)に権利を有する者すべて、 管理者からの承諾
承諾者の印鑑証明書		発行後3カ月以内のもの
関係土地の全部事項証明書 (土地の登記簿謄本)		道路予定地の地番のもので、発行後3カ月以内のもの
図 面 類	付近見取図 (省令第9条)	省令第9条の表に定める事項 縮尺1/2500程度
	地籍図 (省令第9条)	省令第9条の表に定める事項 縮尺1/100～500程度
	公図	法務局備えの公図で、発行後3カ月以内のもの 道路予定地及びその道路によって開発しようとする土地(以下「開発予定地」と いう。)等を含む 道路予定地の形状を赤線により明示
	道路計画平面図	道路の幅員・延長・隅切り等の詳細 道路予定地が接する既存の道路の幅員・種別・境界の位置 予定建築物の敷地形状 道路予定地の排水計画(排水方向、道路側溝、浸透柵の位置) 既存建築物が隣接する場合は、道路斜線制限の検討
	排水計算書	道路予定地内の雨水を処理するための施設の計算書 松本市開発行為指導基準に準じて計算
	面積表	道路予定地及び開発予定地の面積・算定根拠を明示
	道路構造図	道路予定地の縦横断面・縁石・路面・排水施設の構造等の詳細を明示 縮尺1/20～50程度
	その他構造図	浸透柵・擁壁などの詳細図 縮尺1/20～50程度 カタログがある場合は、設計仕様と強度等が判断できる資料を添付
	関係機関等の許可書等の 写し	道路予定地内に河川区域・水路等などが含まれる場合 既存道路の管理者が国又は県であり、自営工事の許可又は道路占用許可が 必要な場合
その他市長が必要と認める 図書		

※提出部数は、正・副2部。

※承諾書・印鑑証明書・全部事項証明書などの原本は、正本に添付すれば足りる。(副本は写しでも可)

※図面には、縮尺・方位・作成者の記名をすること。

※変更届には、上記の図書のうち、変更に係る前(指定時のもの)と後の図書を添付すること。

別表2

工事完了届に添付すべき図書

書類(図面)の種類	記載内容等
委任状	申請を代理する場合に添付 様式は任意
関係土地の全部事項証明書 (土地の登記簿謄本)	道路予定地を分筆した後のもので、発行後3カ月以内のもの
図 面 類	公図、地積測量図 道路予定地を分筆した後のもので、発行後3カ月以内のもの 法務局備えの公図、地積測量図 道路予定地の形状を赤線により明示
工事写真	着工前、竣工、工事施工中の写真
その他市長が必要と認める 図書	

※提出部数は、正・副2部。

※工事完了届(副本)には、指定道路の築造承認通知書、建築基準法による道路の位置指定申請書(副本)を添付すること。

※工事完了届提出までに所有者・権利者・管理者が変更になった場合は、変更に係る者の承諾書及び印鑑証明書を添付すること。

※工事完了届提出までに道路部分に抵当権が設定された場合は、抵当権者の承諾書及び印鑑証明書を添付すること。

※承諾書・印鑑証明書・全部事項証明書などの原本は、正本に添付すれば足りる。(副本は写しでも可)

※工事写真には次のものを添付してください。

- ・工事着手前全景
- ・工事完了後全景
- ・やり方状況
- ・掘削状況
- ・側溝設置状況
- ・埋設管設置状況
- ・浸透柵設置状況
- ・砂利敷き転圧状況
- ・アスファルト舗装施工状況
- ・境界杭、プレート(各箇所)設置状況
- ・道路形状計測状況(幅員、延長、隅切り形状等)

別表3

位置指定道路の管理者変更承諾書

書類(図面)の種類	記載内容等
委任状	申請を代理する場合に添付 様式は任意
承諾書 ※添付する承諾書の種類は 別紙参照	新旧道路管理者の連名
承諾者の印鑑証明書	発行後3カ月以内のもの(新管理者のみ)
その他市長が必要と認める 図書	

※提出部数は、正・副2部。

※承諾書・印鑑証明書などの原本は、正本に添付すれば足りる。(副本は写しでも可)

## 別表4

## 建築基準法による私道の廃止届に添付すべき図書

書類(図面)の種類		記載内容等
委任状		申請を代理する場合に添付 様式は任意
廃止理由書		廃止する理由
承諾書 ※添付する承諾書の種類は 別紙参照		廃止する位置指定道路及び接する土地に権利を有する者すべてからの承諾
承諾者の印鑑証明書		発行後3カ月以内のもの
関係土地の全部事項証明書 (土地の登記簿謄本)		廃止する位置指定道路及び接する土地の地番のもので、発行後3カ月以内のもの
図 面 類	付近見取図 (省令第9条)	省令第9条の表に定める事項 廃止しようとする位置指定道路の位置を明示 縮尺1/2500程度
	地籍図 (省令第9条)	省令第9条の表に定める事項 縮尺1/100～500程度
	公図	法務局備えの公図で、発行後3カ月以内のもの 位置指定道路及び接する土地を含むもの 位置指定道路の形状を赤線により明示
	道路平面図	廃止しようとする位置指定道路に接する建築物の敷地が、建築基準法第43条 第1項及び長野県建築基準条例第4章の規定に適合していることを明示
	位置指定書の写し	保有していない場合は、位置指定道路の指定番号及び指定年月日を道路平 面図に明示
その他市長が必要と認める 図書		

※提出部数は、正・副2部。

※承諾書・印鑑証明書・全部事項証明書などの原本は、正本に添付すれば足りる。(副本は写しでも可)

※図面には、縮尺・方位・作成者の記名をすること。

## 別紙

## 添付する承諾書の種類

	内容	土地所有者・権利者	道路管理者
指定前	指定申請	様式第1号	様式第2号
	築造承認後～道路位置指定までの変更	様式第1号 (道路予定地が増加する場合)	様式第2号 (道路予定地が増加する場合)
指定後	変更届(道路の構造の変更)	様式第6号	様式第7号
	変更届(管理者の変更)	不要(説明は必要)	様式第8号
	廃止届	様式第9号	添付不要